

山梨県立大学委員会規程

(平成22年4月1日制定 大学第6001号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第35条第2項の規定に基づき、山梨県立大学の委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(全学委員会)

第2条 山梨県立大学（以下「本学」という。）に、全学に係る委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

2 全学委員会の名称及び所掌事項は別表1のとおりとする。

3 全学委員会に部会を置くことができる。

4 第2項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議する必要があるときは、教育研究審議会の議を経て、臨時に全学委員会を設けることができる。

(全学委員会の委員)

第3条 全学委員会は、各学部教授会が選出した専任教員を委員として構成する。

2 前項の委員の数は各学部1名とする。ただし、委員会運営上必要と認められる場合にはこれによらないことができる。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、本学の職員及び学生並びに外部有識者を委員に加えることができる。

(全学委員会の委員長)

第4条 全学委員会に委員長を置き、各学部選出の委員が交代で当たるものとする。

2 前条第2項ただし書きの場合の委員長は、当該学部選出委員のうちから委員の互選により決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の委員会にあつては、委員長は各号に掲げる者をもって充てる。

(1) FD・SD委員会 委員のうちから学長が指名する者

(2) 衛生委員会 事務局長

(3) 環境委員会 委員のうちから学長が指名する者

(4) 大学質保証委員会 学長又は委員のうちから学長が指名する者

(5) 図書館運営委員会 図書館長

(6) 地域研究交流センター運営委員会 地域研究交流センター長

(7) キャリアサポートセンター運営委員会 キャリアサポートセンター長

(8) 国際教育研究センター運営委員会 国際教育研究センター長

(9) 地域人材養成センター運営委員会 地域人材養成センター長

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

5 会議の議事録は、委員長が保管する。

(報告)

第6条 委員長は、審議の経過及び結果について、担当理事に報告しなければならない。

(学部等委員会)

第7条 学部、研究科又は専攻科に、学部、研究科又は専攻科に係る委員会（以下「学部等委員会」という。）

を置くことができるものとする。

- 2 学部等委員会の名称、所掌事項及び関連する全学委員会は別表2のとおりとする。
- 3 第3条第1項第1号及び同条第2項、第4条第1項、第2項及び第4項及び第5条の規定は、学部等委員会について準用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議する必要があるとき、学部長及び研究科長は教授会又は研究科委員会の議を経て、臨時に学部等委員会を設けることができる。
(大学質保証委員会に関する特例)

第8条 第3条第1項及び第2項の規定は大学質保証委員会には適用しない。
(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に各学部又は研究科に置かれていた実習委員会又は教務委員会については、この規程の施行の日において、第7条第4項の規定により設けられた学部等委員会とみなす。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 全学委員会（第2条関係）

名 称	所 掌 事 項
学生厚生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活の支援に関する事 ・学生の福利厚生に関する事 ・学生の表彰、懲罰に関する事 ・奨学金に関する事 ・学生との対話に関する事 ・学生の心身の健康の保持増進に関する事
入試委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の企画・実施に関する事 ・大学入学共通テストの実施に関する事 ・入試広報に関する事
情報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム及び情報資産の総括に関する事 ・情報機器及びネットワークの活用と管理・運営に関する事 ・各種事務システムの活用と管理・運用に関する事 ・情報セキュリティポリシーに関する事項 ・情報公開に関する事
国際教育研究センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・海外大学との協定締結に関する事 ・学生及び教職員の国際交流に関する事 ・留学生の受入れ及び学生の海外派遣に関する事
FD・SD委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動の活性化及び大学運営の高度化に関する事
衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の安全及び衛生に関する事 ・教職員の心身の健康の保持増進に関する事
環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の環境管理に関する事
人権委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の保護に関する事 ・人権侵害に関する問題処理に関する事
大学質保証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の質保証に関する事 ・自己点検・評価に関する事 ・研究評価に関する事 ・第三者機関による評価への対応に関する事
図書館運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の運営に関する事 ・図書資料の選定に関する事 ・利用者サービスに関する事 ・図書館の広報に関する事 ・学術研究情報の発信に関する事 ・紀要発刊に関する事
地域研究交流センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域研究交流センターの運営に関する事 ・大学COC及びCOC+事業に関する事
キャリアサポートセンター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアサポートセンターの運営に関する事 ・学生のキャリア形成及び就職支援に関する事 ・インターンシップの実施に関する事
地域人材養成センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材養成センターの運営に関する事 ・教育プログラムの企画及び実施に関する事

別表2 学部等委員会（第7条関係）

名 称	所 掌 事 項	関連する全学委員会
入試委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の企画に関する事項 ・入学者選抜の制度設計に関する事項 ・入学者選抜の実施に関する事項 ・入学者選抜の改善方策に係る調査・分析等に関する事項 ・入学者選抜に係る広報に関する事項 ・その他入学者選抜に関する事項 	入試委員会（研究科に置かれる入試委員会を除く）
学術情報・紀要委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究情報の発信に関する事 ・紀要発刊に関する事 	図書館運営委員会
FD・SD委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動の活性化及び学部等の運営の高度化に関する事 	FD・SD委員会
自己点検・評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部及び研究科の自己点検・評価に関する事 	大学質保証委員会 （自己点検・評価部会）